

「平成 31 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。平成 31 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、平成 31 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 平成 31 年度横浜市市民活動保険補償内容

平成 30 年度補償内容から変更はありません。

| 賠償責任保険（限度額） | | 傷害保険 | |
|-----------------|-------------|------|----------------------------------|
| 身体賠償 | 1 名 1 億円 | 死亡 | 1 名 500 万円 |
| | 1 事故 5 億円 | 後遺障害 | 後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円) |
| 財物賠償 | 1 事故 500 万円 | 入院 | 1 日 3,500 円 (180 日限度) |
| 保管物賠償 | 1 事故 500 万円 | 通院 | 1 日 2,500 円 (90 日限度) |
| 免責金額 (自己負担額) | 5,000 円 | 手術 | 手術の種類に応じた金額 |

2 添付資料

リーフレット「平成 31 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 平成 31 年度横浜市市民活動保険の事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課 鈴木（正）、小林
電話：045-671-3625 / ファックス：045-664-0734
メール：sh-tiikisien@city.yokohama.jp

平成31年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中にケガをしたり、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

平成 31 年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
保険金額等が年度によって変わる場合がありますので、必ず毎年ご確認ください。

特 徴

- 保険料は不要です。
- 事前の加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。横浜市と保険会社が審査を行い、横浜市市民活動保険の要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページに記載しています。

対 象

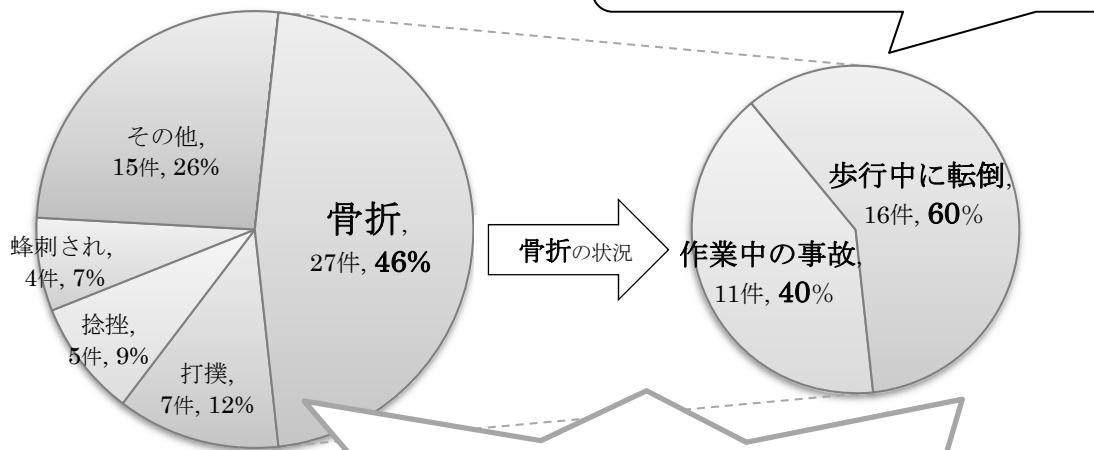
もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② 無報酬の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ 継続的・計画的に行っている活動
- ④ 公益性のある(他人や社会に貢献する)活動

対象となる活動の例は次ページ

※ 保険対象範囲には、活動当日、準備活動及び活動場所への往復経路も含まれます。

傷害事故の負傷内容(平成 30 年4月～12 月)



パトロールなど徒歩で移動中に転倒 (9 件)
自宅と活動場所を徒歩で移動中に転倒 (7 件)

骨折する事故の **6 割**が徒歩で移動中に転倒する事故です。
活動の際は、時間に余裕を持ち、足元にも注意してください。

対象となるボランティア活動の例

| | | |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 社会福祉施設等への援護活動 | 行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等 |
| 2 | 高齢者、障がい児・者等への援護活動 | 配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等 |
| 3 | 清掃活動 | 公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等 |
| 4 | 資源回収・リサイクル活動 | |
| 5 | 公共的団体が行う募金活動 | 共同募金、交通遺児募金 等 |
| 6 | 地域防災・防犯活動 ※1 ※2 | 地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等 |
| 7 | 交通安全活動 | 通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等 |
| 8 | 保健衛生活動 | 食生活改善指導、健康に関する啓発 等 |
| 9 | スポーツ活動の指導、審判、企画・運営 ※2 ※3 | 各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等 |
| 10 | 文化活動の指導、企画・運営 ※2 | 絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等 |
| 11 | 自治会町内会等の運営 ※2 | 役員会への参加、広報物の配付・掲示、会費徴収のための戸別訪問 等 |
| 12 | 市(区)主催・共催事業の企画・運営 ※2 | 講演会、展示会等の企画・運営 等 |

※1 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故は対象外です。

※2 防災訓練の参加者、競技の出場者、講座の受講者は対象外です。

※3 ボランティア活動者であっても、競技参加中の事故は対象外です。

対象とならない活動の例・留意点

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:授業や課外活動で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、PTA活動、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼、御霊入れ等の宗教行為を含む行事)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)

対象となる事故・補償金額(保険金額)

| 賠償責任事故 | ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったなどの結果、被害者から損害賠償を求められ、 <u>法律上の賠償責任を負った場合</u> に保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。 | | | |
|--------|---|-------------------|--------|----------------|
| | 区分 | 保険金額(限度額) | 自己負担額 | 内容 |
| | 身体賠償 | 1名 1億円 1事故 5億円 | 5,000円 | 他人の身体に損害を与えた場合 |
| | 財物賠償 | 1事故 500万円 | | 他人の財物に損害を与えた場合 |
| 保管物賠償 | 他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合 | | | |

| 傷害事故 | ボランティア活動中に発生した <u>急激かつ偶然な外来事故</u> によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。 ※手術をした場合、手術の種類に応じて手術保険金が支払われる場合があります。 | | |
|------|---|--|--|
| | 区分 | 保険金額 | 内容 |
| | 死亡 | 1名 500万円 | 傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合 |
| | 後遺障害 | 後遺障害の程度による (1名 上限 500万円) | 傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 |
| | 入院 | 1日 3,500円(180日限度) | 傷害事故を原因として事故の日から180日以内に入院または通院を要することとなった場合 |
| 通院 | 1日 2,500円(90日限度) | ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※医師のいる医療機関へ通院してください。 | |

対象とならない事故の例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・活動者が所有・使用・管理する**自動車**
または原動機付自転車による事故
- ・故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・荒天による損害事故
- ・活動者の持ち物が壊れた場合の修理代
- ・同居の親族に対しての賠償 等

■傷害事故

- ・**熱中症**
- ・くも膜下出血、脳梗塞などの**脳疾患や疾病によるもの**
- ・細菌性食中毒
- ・徐々に痛みがでたもの
- ・むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転による事故
- ・重大な過失による事故 等

<作成・発行>

横浜市市民局地域活動推進課

Tel:045-671-3625 /Fax:045-664-0734

Eメール:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp / 住所:〒231-0017 横浜市中区港町1-1

事故が起こった際の手続き方法

| |
|---|
| 1 (ケガをした場合) すぐ病院へ行く |
| 事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために医師のいる病院へ行きます。 |
| 2 区役所へ連絡する (原則 30 日以内) |
| 事故が発生した場合は、お近くの区役所総務課まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。 お知らせいただく主な項目は、①氏名、住所、連絡先 ②活動内容 ③事故が発生した日時、場所 ④事故の状況 等です。 |
| 3 区役所に必要書類を提出する (事故報告書を受け取った日から原則 14 日以内) |
| ■ 区役所から「事故報告書 (様式)」をお渡しします。必要事項を記入し、 活動の内容が確認できる書類 (※) と一緒にご提出ください。 ①団体の規約・会則、名簿 ②当日の活動者名簿、当番表 ③事業計画書・年間計画書 ④行事のチラシ ⑤ (活動場所への往復時の事故の場合) 経路図 等 ※書類は一例です。(活動内容によって異なります) ■ 事故について客観性を確保するため、事故報告書には、事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の方の氏名・住所等を記載していただきます。 |
| ●市が、 対象となる活動であると認める場合 に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。 |
| 4 保険会社に保険金の請求書を提出する |
| ■ 賠償責任事故の場合は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。 ■ 傷害事故の場合は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。 |

●保険会社が、**対象となる事故であると認める場合**に、保険金が支払われます。

よくあるお問い合わせ

横浜市ホームページによくある質問を掲載しています。トップページ

[市民活動保険](#)

[検索](#)



Q1 : 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2 : ボランティアを募集します。この保険があれば民間の保険をかける必要はありませんか？

→この保険は活動者の万が一の事故を救済するための保険であり、事前に補償をお約束するものではありません。募集する団体は活動の危険性を考慮し、必要の範囲内で保険を契約する等、万が一の事故に備えてください。

Q3 : 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。
また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

お問い合わせ先 (各区役所総務課)

市外局番 : 045

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 青葉区 Tel 978-2211 Fax 978-2410 | 港南区 Tel 847-8306 Fax 841-7030 | 戸塚区 Tel 866-8308 Fax 881-0241 |
| 旭区 Tel 954-6006 Fax 951-3401 | 港北区 Tel 540-2206 Fax 540-2209 | 中区 Tel 224-8112 Fax 224-8109 |
| 泉区 Tel 800-2312 Fax 800-2505 | 栄区 Tel 894-8430 Fax 895-2260 | 西区 Tel 320-8308 Fax 322-9847 |
| 磯子区 Tel 750-2311 Fax 750-2530 | 瀬谷区 Tel 367-5612 Fax 366-9657 | 保土ヶ谷区 Tel 334-6203 Fax 334-6390 |
| 神奈川区 Tel 411-7008 Fax 324-5904 | 都筑区 Tel 948-2212 Fax 948-2208 | 緑区 Tel 930-2206 Fax 930-2209 |
| 金沢区 Tel 788-7705 Fax 786-0934 | 鶴見区 Tel 510-1655 Fax 510-1889 | 南区 Tel 341-1224 Fax 241-1151 |